

Ⅵ 愛宕駅周辺地区基本構想

1 愛宕駅周辺地区の現状

愛宕駅周辺地区を含む野田市中心地区は、鉄道により東西に分断されており、市街地の一体的発展を妨げ、踏切の遮断による交通渋滞の発生など様々な弊害が生じていることから、現在、千葉県、野田市、東武鉄道(株)では、東武野田線の愛宕駅と野田市駅を含む約2.9km間の連続立体交差事業を進めています。

さらに、愛宕駅周辺地区では、連続立体交差事業とあわせて、関連する駅前広場や都市計画道路駅前線、駅周辺の県道つくば野田線、結城野田線等を一体的に整備することにより、総合的なまちづくりを図っていく計画となっています。

愛宕駅周辺地区のバリアフリー化の現状については、平成9年度から実施している福祉のまちづくりパトロールにより、改善が必要な点に関する指摘を行い、応急的な対応を進めてきましたが、そのパトロール結果等をもとに交通バリアフリー法専門部会から次のような意見が出されました。



●交通バリアフリー法専門部会の意見●

■ 愛宕駅

- ・ エレベーター、エスカレーター、スロープなどの昇降施設がない。
- ・ エレベーターには、危険を知らせるフラッシュを設置して欲しい。
- ・ 視覚情報、聴覚情報の設備がない。
- ・ 障害者用トイレがない。
- ・ トイレのシートをユニバーサルシートにして欲しい。
- ・ 改札口が西側1つしかなく、市役所方面へ行くのに不便である。
- ・ 可動式ホーム柵を設置して欲しい。
- ・ 駅員に手話通訳できる人がいて欲しい。

■ 駅前

- ・ 駅前広場がなく、自動車と歩行者の空間が分離されていない。
- ・ 駅前広場がないので、車やバスで駅舎の近くまで行くことができない。
- ・ 駅前に視覚障害者誘導用ブロックがない。
- ・ 駅前に障害者専用の駐車スペースが欲しい。
- ・ 駅周辺施設の案内サインがない。
- ・ 音声付きの信号が欲しい。

■ バス

- ・ 車椅子で乗車できないバスがある。
- ・ バス停は歩道に設置されており、バス停専用のスペースが確保されていない。
- ・ バス停のベンチや上屋が設置されていない。
- ・ まめバスのバス停は縁石のないところに設置して欲しい。

■ 県道つくば野田線

- ・ グレーチングの目が粗い。
- ・ 集水枡の高さが高い。
- ・ 歩道の勾配が急なところがある。
- ・ 歩道と民地の段差が危険である。
- ・ 点字ブロックがない。
- ・ ガードレールを設置して欲しい。
- ・ 切り下げブロックと歩道に段差がある。
- ・ 歩道と道路に段差がある。

- ・ 側溝と歩道に段差がある。
- ・ 鉄板蓋が危ない。
- ・ 側溝蓋がもち上がっている。
- ・ 商品が歩道上に置かれている。
- ・ 踏切の中と手前部分に点字ブロックを設置して欲しい。
- ・ 踏切のところに照明を設置して欲しい。
- ・ 看板、標識が歩道幅を狭めている。
- ・ 側溝蓋の組み穴、手掛け穴が大きく、杖をとられる。
- ・ 民家駐車場から道路への出入口に踏切板が置かれ、歩行に支障をきたす。
- ・ 市道との交差部の歩道に点字ブロックがない。
- ・ 市道との交差部に段差がある。
- ・ バス停が歩道に置かれ通行に支障をきたす。
- ・ 歩道橋の橋脚が愛宕駅への通行に支障をきたす。
- ・ 電柱が歩行者の通行に支障をきたす。
- ・ 縁石の高さを考慮して欲しい。



【写真・県道つくば野田線の歩道の現況】

■ 県道結城野田線

- ・ 電柱等が歩道を狭めている。
- ・ 一部に歩道が無いところがある。
- ・ ごみステーションが歩道を占用している。
- ・ 巻き込み部に段差がある。
- ・ 商品が歩道内に置かれている。
- ・ 歩道を切り下げしてあるところの歩道が狭い。
- ・ 歩道切り下げ部分の傾斜が急で歩行に支障をきたす。
- ・ 縁石の高さを考慮して欲しい。
- ・ 点字ブロックがない。

■ 市道 1 1 6 0 号線

- ・ アーケードの支柱が歩行者の通行に支障をきたす。
- ・ 縁石の高さを考慮して欲しい。

2 基本的な方針

市では、愛宕駅周辺地区基本構想を策定するにあたり、以下のとおり基本的な方針を定めました。

- 誰もが安心して安全で快適な生活を送ることができる社会を目指す「福祉のまちづくり運動」のモデル地区となる整備を進めます。
- 福祉のまちづくり運動推進協議会交通バリアフリー法専門部会の意見や市民意見を踏まえ、利用者の視点に立った整備を進めます。
- 駅、駅前広場、道路等の移動経路について、バリアフリー新法の移動等円滑化基準に適合した施設整備を進めます。

これらを実現するため、愛宕駅周辺地区においては、連続立体交差事業や関連する駅周辺整備事業の計画を踏まえ、バリアフリー化計画を ①特定事業（短期的事業）、②長期的事業計画に区分し、整備を進めます。

①特定事業（短期的事業）

原則として交通バリアフリー法に基づく基本方針に定める目標年次の平成 22 年までに完了させる事業。

②長期的事業

現在都市計画決定がなされている、東武野田線連続立体交差事業や関連する愛宕駅周辺整備事業、県道つくば野田線及び県道結城野田線整備事業の実施に際して推進する事業。

3 特定事業及び長期的事業

(1) 公共交通特定事業

■ 愛宕駅（東武鉄道株）

事業区分	対 象	整備内容
特定事業	利用動線	○ 階段踏面の視認性を向上させます。
		○ 自動改札に、幅広タイプを設置します。
		○ 視覚障害者誘導用ブロックの維持管理を行います。
	情報案内設備	○ 筆談装置を改札口に備え、その旨案内表示を行います。
	個別設備	○ 文字が見やすく、運賃投入口が改良された自動券売機に更新します。
		○ 時刻表、運賃表の点字版の作成および視認性向上等を行います。
	その他	○ 乗務員及び駅社員へのバリアフリー教育を充実させ、接遇サービスを向上させます。
長期的事業	利用動線	○ エレベーター、エスカレーターを配備します。
		○ 駅前広場からホームまで、視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設します。
		○ 高齢者や子どもなどが利用しやすいよう、階段には高低2段式の手すりを備えます。
		○ プラットホームと車両の床面との段差はできる限り平らにします。
		○ プラットホームと車両の床面との隙間はできる限り狭くします。
	情報案内設備	○ 電光掲示板、電車接近表示装置を設置し、聴覚障害者等への情報提供が行えるようにします。
		○ 視覚障害者誘導用電鈴を設置します。
	利便設備	○ 移動等円滑化基準に適合した多機能トイレを設置します。
	車両	○ 車いす乗車位置や車両間転落防止幌等を備えた車両の導入について検討します。

※ 可動式ホーム柵については、今後、国から示されるバリアフリー新法の公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドラインに基づき検討します。

■ 路線バス（東武バスイースト(株)、朝日自動車(株)、茨城急行自動車(株)）

事業区分	対 象	整備内容
特定事業	車両	○ 新車の導入にあたっては、バリアフリー新法の基準に適合した車両を採用します。
	その他	○ 乗務員へのバリアフリー教育を充実させ、接客サービスを向上させます。

■ まめバス（市）

事業区分	対 象	整備内容
特定事業	停留所	○ 障害者等の利用状況に応じて、道路管理者と協議の上、縁石等を改善します。
	その他	○ 乗務員へのバリアフリー教育を充実させ、接客サービスを向上させます。

■ タクシー

事業区分	対 象	整備内容
特定事業	車両	○ バリアフリー新法の基準に適合した福祉タクシー車両の導入を検討します。
	その他	○ 乗務員へのバリアフリー教育を充実させ、接客サービスを向上させます。

(2) 道路特定事業

■ 県道つくば野田線・県道結城野田線（県）

事業区分	対 象	整備内容
特定事業	歩道	○ 歩道内の平坦性を確保するため、舗装の打替えや側溝蓋の暗渠化等を実施します。
		○ 交差点や踏切付近など、設置可能な箇所に視覚障害者誘導用ブロックを設置します。
		○ 通行空間確保のため、電柱の移設依頼や陳列商品移動等の指導を実施します。
長期的事業	歩道	○ 車いす使用者同士が円滑にすれ違えるよう、原則 2 メートル以上の幅員を連続して確保します。
		○ 車両を乗り入れさせるため歩道を切り下げる場合であっても、原則 2 メートル以上の幅員の平坦部を確保します。
		○ 道路と歩道を区別する縁石は、高さ 15 センチメートルを標準とする縁石とします。
		○ 歩道面の高さは原則 5 センチメートルとし、歩行者の安全な通行を確保するため、必要に応じて植樹帯、並木または柵を設置します。
		○ 舗装は、原則として透水性舗装とします。
		○ 勾配は原則として、縦断方向 5%以下、横断方向 1%以下とします。
		○ 歩道が横断歩道に接続する歩車道境界部の段差は、2 センチメートルを標準とし整備します。
		○ その他バリアフリー新法の移動等円滑化基準に適合した施設整備を進めます。

■ 市道 1 1 6 0 号線（市）

事業区分	対 象	整備内容
特定事業	歩道	○ 歩道の平坦性を保つよう維持管理を行います。
		○ 視覚障害者誘導用ブロックの設置や改善を行います。
		○ 路上の障害物等を整理し、十分な通行空間を確保します。
		○ 通行空間確保のため、電柱の移設依頼や陳列商品移動等の指導を実施します。
長期的事業	歩道	○ 車いす使用者同士が円滑にすれ違えるよう、原則 2 メートル以上の幅員を連続して確保します。
		○ 車両を乗り入れさせるために歩道を切り下げの場合であっても、原則 2 メートル以上の幅員の平坦部を確保します。
		○ 道路と歩道を区別する縁石は、高さ 15 センチメートルを標準とする縁石とします。
		○ 歩道面の高さは原則 5 センチメートルとし、歩行者の安全な通行を確保するため、必要に応じて植樹帯、並木または柵を設置します。
		○ 舗装は、原則として透水性舗装とします。
		○ 勾配は原則として、縦断方向 5%以下、横断方向 1%以下とします。
		○ 歩道が横断歩道に接続する歩車道境界部の段差は、2 センチメートルを標準とし整備します。
		○ その他バリアフリー新法の移動等円滑化基準に適合した施設整備を進めます。

※ 都市計画道路宮崎山崎線（日光街道）については、バリアフリー新法の基準に沿った整備が終了していることから、今後も、更なるバリアフリー化を念頭に置きつつ維持管理に努めます。

■ 都市計画道路愛宕西駅前線・愛宕東駅前線（市）

事業区分	対 象	整備内容
長期的事業	歩道	○ 車いす使用者同士が円滑にすれ違えるよう、原則 2 メートル以上の幅員を連続して確保します。
		○ 車両を乗り入れさせるために歩道を切り下げる場合であっても、原則 2 メートル以上の幅員の平坦部を確保します。
		○ 道路と歩道を区別する縁石は、高さ 15 センチメートルを標準とする縁石とします。
		○ 歩道面の高さは原則 5 センチメートルとし、歩行者の安全な通行を確保するため、必要に応じて植樹帯、並木または柵を設置します。
		○ 舗装は、原則として透水性舗装とします。
		○ 勾配は原則として、縦断方向 5%以下、横断方向 1%以下とします。
		○ 歩道が横断歩道に接続する歩車道境界部の段差は、2 センチメートルを標準とし整備します。
		○ その他バリアフリー新法の移動等円滑化基準に適合した施設整備を進めます。

■ 愛宕駅西口駅前広場・愛宕駅東口駅前広場（市）

事業区分	対 象	整備内容
長期的事業	駅前広場	○ 市内公共施設等の案内図及び触地図等を設置します。
		○ タクシー乗り場、バス停留所に屋根を設置します。
		○ 駅舎直近に身体障害者等乗降用スペースを確保します。
		○ 駅舎と連続性を持たせた視覚障害者誘導ブロックを設置します。
		○ その他バリアフリー新法の移動等円滑化基準に適合した施設整備を進めます。

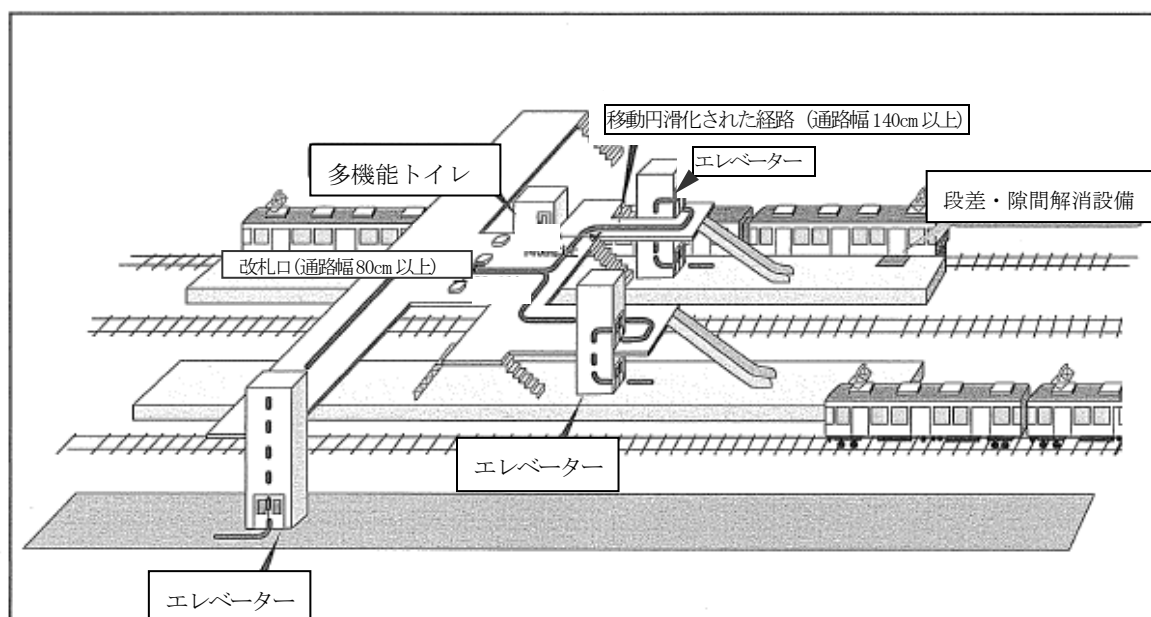
(3) 交通安全特定事業

■ 公安委員会

事業区分	対 象	整備内容
特定事業	その他	○ 特定経路内の違法駐車防止のため、取締りや広報啓発活動を実施します。
長期的事業	信号機	○ 高齢者、障害者等による道路横断の安全確保のためのバリアフリー対応型信号機（音響信号機等）の設置を推進します。
	道路標識 道路標示	○ 歩行者用道路であることや横断歩道であることを表示する視認性の高い道路標識等の設置を推進します。

【参考】

交通バリアフリー施設整備イメージ立体図



出典：「安心して移動できる社会を目指して（交通バリアフリー法の解説）」（国土交通省・警察庁・総務省）

駅周辺のバリアフリーイメージ図

【鉄道駅を中心に、公共施設まで徒歩で移動する経路のバリアフリー化を進めます】



①放置自転車対策として駐輪場の整備

駐輪場を整備して歩道に放置される自転車問題を改善し、歩行者等が移動しやすいようにします。

②立体横断施設へのエレベーターの設置

エレベーターを設置して、歩行者等が移動しやすいようにします。

③歩道の段差・傾斜・勾配の改善

段差・傾斜・横断勾配の状態を改善して、車いす使用者等が移動しやすいようにします。

④視覚障害者誘導用ブロックの設置

視覚障害者誘導用ブロックを設置して、視覚障害者への危険警告や道案内を行います。

⑤バスに乗りやすい歩道の高さの確保

低床化の進むバスに合わせた歩道の高さを確保し、車いす使用者等が乗降しやすいようにします。

⑥歩行者案内標識の設置

行き先表示や周辺地図などの歩行者案内標識を設置して、歩行者等の移動に役立つようにします。

⑦植樹帯、並木、柵などの整備 休みながら歩ける施設の整備

植樹帯・並木・柵や、休みながら歩ける施設などを整備して、歩行者等の移動を快適なものとしします。

⑧電線類の地中化などを進めながら幅の広い歩道を整備

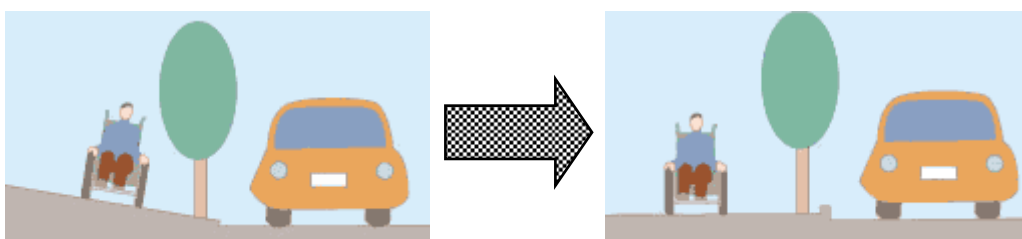
電線類の地中化などを進めながら幅の広い歩道を整備し、歩行者等が移動しやすいようにします。

【出典＝国土交通省ウェブサイト】

【わかりやすい案内表示の例】



【歩道の傾斜の解消】



駅構内及び駅周辺の整備

【移動円滑化基本構想によって、駅構内及び駅周辺を総合的にバリアフリー化します】



出典：「安心して移動できる社会を目指して（交通バリアフリー法の解説）」（国土交通省・警察庁・総務省）